

入 札 説 明 書

大阪市立学校への I C T 活用支援
業務委託

大阪市教育委員会事務局

目 次

1	総合評価一般競争入札に付する事項.....	1
2	入札参加者の資格に関する事項	1
3	開札までの手続等に関する事項	1
4	委託範囲等について	5
5	提案書等に関する事項	5
6	落札者の決定方法等に関する事項	6
7	契約に関する事項	7
8	その他	7

大阪市告示第 998 号に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 公 告 日：令和 8 年 7 月 24 日（金）
- (2) 契約担当：大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）
〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所 3 階
電話 06-6208-9078
- (3) 案件名称：大阪市立学校への I C T活用支援業務委託（以下「本件」という。）
- (4) 履行期間：契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (5) 履行場所：本市指定場所

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められたものは入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申出（以下「資格審査申出」という。）を「1（2）契約担当」に行えば、契約管財局契約部契約課業務委託グループで当該審査を行う。（申出の際には、必ずWTO適用入札に係る申出である旨を告げること。）

ただし、令和 8 年 8 月 7 日（金）までに資格審査申出を行わない場合は、入札に参加することができない。資格審査申出の詳細については「1（2）契約担当」に問い合わせること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和 7・8・9 年度の本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理」で登録していること。
- (5) (ア) 又は (イ) のいずれかに該当すること。
 - (ア) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
 - (イ) ISO/IEC27001/または JIS Q 27001 の認証を受けていること。
- (6) 令和 3 年度以降、中核市以上の規模の自治体において、ICT 支援員派遣による学校支援実績を有すること。ただし、構築中のものを除く。

3 開札までの手続等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付期間及び交付場所等

ア 交付期間：公告の日から令和 8 年 8 月 7 日（金）の午後 5 時まで無償にて交付する。

ただし、担当部局（上記 1（2）に同じ）での交付は本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）

イ 交付場所：教育委員会事務局ホームページ上及び担当部局（上記１（２）に同じ）

ウ 交付資料

資料１_入札説明書

資料２_調達仕様書

資料３_提案書作成要領

資料４_落札者決定基準

別紙１ 提案書評価表

資料５_経費積算に当たっての留意事項

資料６_業務委託契約書

様式Ａ 【入札参加資格申出等に係る様式】

様式Ａ-１ 総合評価一般競争入札参加申出書

様式Ａ-２ 入札参加に関する誓約書

様式Ａ-３ サービス提供実績調書

様式Ａ-４ 質問書

様式Ａ-５ 入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書

様式Ａ-６ 入札辞退届

様式Ｂ 【提案書に係る様式】

様式Ｂ-１ 提案書等提出届

様式Ｂ-２ 提案書（正本） 表紙

様式Ｂ-３ 提案書（副本） 表紙

様式Ｂ-４ 提案書付属資料 表紙

様式Ｂ-５ 提案書概要版 表紙

様式Ｂ-６ 見積書（正本） 表紙

（２）入札参加資格の審査及び通知

ア 入札参加希望者は以下の書類を提出し、資格の審査を受けなければならない。

（ア）総合評価一般競争入札参加申出書（様式Ａ-１）

（イ）入札参加に関する誓約書（様式Ａ-２）

（ウ）個人情報保護若しくはセキュリティに関する認定証等の写し

（エ）サービス提供実績調書（様式Ａ-３）

イ 入札参加申出受付期間及び受付場所等

受付期間：公告の日から令和８年８月７日（金）までの本市の休日を除く午前９時から午後５時まで（午後０時１５分から午後１時までの間を除く。）

受付場所：担当部局（上記１（２）に同じ）

※ 持参又は大阪市契約規則（昭和３９年大阪市規則第１８号。以下「契約規則」という。）

第２５条第２項に規定する郵便等（書留郵便等配達記録が残るもの。以下「郵便等」とい

う。)により、受付期間内に必着のこと。

ウ 入札参加資格の審査結果は、令和 8 年 8 月 20 日（木）付けで書面により通知する。

エ 入札参加資格を認められた申出者には、同日より担当部局（上記、1（2）に同じ）において、事業請負申込書（以下「入札書」という。）等を交付する。

オ 入札参加資格を認められなかった申出者には、理由を付して通知する。

カ 入札参加資格を認められなかった申出者は、本市に対してその理由についての説明を求めることができる。

（ア）説明を求める場合には、令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時までに「入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書」（様式 A-5）を提出しなければならない。郵便等による提出の場合は、受付期間内に必着のこと。

（イ）提出先については担当部局（上記、1（2）に同じ）とする。

（ウ）説明を求められたときは、令和 8 年 9 月 8 日（火）までに書面で回答する。

キ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。提出された入札参加資格審査資料は、申出者に無断で他に使用しない。

（3）質問事項の受付・締切・回答について

ア 本入札に係る質問は、「質問書」（様式 A-4）により、電子メールにて下記担当宛てに送信すること。電子メールによらない場合は、電子媒体（CD-R 等）に記録して、下記担当まで持参若しくは郵便等で提出すること。

※「質問書」の電子ファイルは、Microsoft 365 で読み込み可能な Word で作成すること。
（質問事項受付担当）

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋 1-16-5

大阪市教育局委員会事務局総務部教育デジタル推進課（学習 DX 推進）

Mail: ua0088@city.osaka.lg.jp

イ 質問の受付は、令和 8 年 8 月 20 日（木）から令和 8 年 8 月 31 日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く）とする。締め切り以降の質問については、受け付けない。

ウ 質問の回答については、令和 8 年 9 月 8 日（火）付けで大阪市教育局委員会事務局ホームページ「教育委員会 業務委託入札案件」の当該案件ページに掲載する。

なお、質問に対する回答のほか、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札日時までに内容を確認すること。

URL: https://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/kyoiku/0000684052.html

（4）入札執行日時及び場所等

ア 日時：令和 8 年 9 月 18 日（金）午前 10 時

イ 場所：〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪役所 3 階

大阪市教育局委員会事務局 入札室

※ただし、郵便等による入札の場合は令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 5 時までに担当部局（上記、1（2）に同じ）あて必着のこと。なお、この場合は封筒を二重封筒とし、表封筒に「案件名称」及び「商号又は名称」を明記するとともに、「入札書在中」と朱書きのうえ担当部局（上記、1（2）に同じ）宛親展とし、

内封筒に「入札書」、「提案書」と記載し、「入札書」と「提案書」を別封筒にすること。

(5) 入札に参加することができない者

ア 入札参加申出期限までに参加申出をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

イ 入札参加資格を認められたもので、入札参加資格の審査結果通知時より入札執行日時までの間において、「2 入札参加者の資格に関する事項」の要件を満たさなくなった者

(6) 入札保証金等

入札保証金は免除する。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式で行うので、入札参加者は提案書等を作成し、入札書を提出しなければならない。

入札書の提出に当たっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、代表者印若しくは受任者印（使用印鑑届で届け出た印）を必ず押印すること。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途委任状を作成し、提出するものとする。

ウ 落札者の決定に当たって、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（以下「見積金額」という。）を入札書に記載すること。

エ 入札書の【金額】欄には、本業務委託に要する一切の諸経費を見積金額として記載すること。

(8) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに（4）イにおいて行う。

(9) 開札に関する事項

開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。

(10) 再度入札及び再度開札日時

再度、入札書を交付し、即時執行する。なお、再度入札は 1 回限りとする。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 大阪市契約規則第 28 条第 1 項に該当する入札

イ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

ウ 総合評価一般競争入札参加申出書（様式 A-1）又は提出資料に虚偽の記載をした入札

エ 開札後落札決定までに、入札参加者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

(12) 入札の中止等

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。

イ 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、上記ア、イの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、いつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、できるだけ早い段階で連絡すること。この場合、「入札辞退届」（様式 A-6）を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(14) その他

ア 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ その他、本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）及び大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）の定めるところによる。

エ 「調達仕様書」（資料 2）の著作権は本市に帰属する。本件以外での使用に当たっては、本市からの文書による許可を必要とする。

4 委託範囲等について

「調達仕様書」（資料 2）のとおり。

5 提案書等に関する事項

本総合評価一般競争入札は、本件の調達仕様書等に基づき入札参加者より提案を求めるものである。

(1) 提案書等提出の日時及び場所

ア 日時：上記 3（4）アに同じ

イ 場所：上記 3（4）イに同じ

(2) 提案書等の記載内容

提案書等の記載内容・要領については、「提案書作成要領」（資料 3）に基づくこと。

(3) 提出書類

提案書等については、以下のものを必要部数作成すること。

ア 「提案書等提出届」（様式 B-1）1 部

イ 「提案書（正本）」（表紙：様式 B-2）（商号又は名称の記載のあるもの）1 部（袋綴じ）

ウ 「提案書（副本）」（表紙：様式 B-3）12 部（袋綴じ）

エ 「提案書付属資料」（表紙：様式 B-4）12 部 ※ 付属する資料がある場合のみ提出

オ 「提案書概要版」（表紙：様式 B-5）12 部

カ 「見積書（正本）」（表紙：様式 B-6）（商号又は名称の記載のあるもの）1 部（袋綴じ）

キ 提案書（正本）、見積書（正本）を保存した「電子媒体（CD-R）」（表面に案件名称及び商号又は名称のあるもの） 2部

ク 提案書（副本）、提案書付属資料（ある場合のみ）、提案書概要版を保存した「電子媒体（CD-R）」（表面に案件名称のあるもの） 2部

※ 上記、提出書類のうち、ウ、エ、オ、クについては、表紙及び提案部分等についても、全てに商号又は名称並びに入札価格の記載がないように注意すること。

（４）提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は本件の「調達仕様書」（資料２）、提案書等を基に作成する。

採用された提案書等に記載されている事項に関しては、本市の判断により、本件の委託範囲内に含めることがある。

（５）提案書等の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本件において公表等が特に必要と認める場合は、本市は、提案書等の全部又は一部を使用できるものとするが、契約に至らなかった入札参加者の提案書等については、本件の公表以外には使用しないが、返却については行わない。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

また、提案書等について説明聴取及び質疑を実施する。なお、実施詳細については別途通知する。

（６）ヒアリング

次のとおりヒアリングを予定しているので、提案書（補足資料含む）の内容について説明し、提案書に基づく本市からの質問に応答を行うこと。なお、業務責任者として専ら従事させる予定の者が参加すること。ヒアリングの実施要否は提案書の内容により決定するが、入札参加者は実施の有無を問わず準備しておくこと。ヒアリングの実施は、令和８年９月２５日（金）午前以降、順次、大阪市教育委員会事務局総務部教育デジタル推進課からメール等により日時・場所等を連絡するので、必ず連絡が取れるようにしておくこと。

ア 実施日時：令和８年９月２９日（火）～令和８年１０月２日（金）のいずれかの日、午前９時から午後５時３０分までの間において本市が指定する時間。ただし、指定した時間でのヒアリングが困難な場合は、本市と十分に調整を行い対応すること。

イ 実施場所：本市指定場所での実施を予定とするが、詳細は実施日時とあわせて通知する。

ウ 実施時間：１入札参加者あたり約４０分とする（提案書等の説明２０分、質疑応答２０分）。

６ 落札者の決定方法等に関する事項

（１）落札者の決定方法等

落札者の決定に当たっては、「落札者決定基準」（資料４）に基づき提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において、総合点の最も

高い提案者を落札者とする。

なお、技術の評価に当たっては、学識経験者の意見を踏まえた上で、公平かつ客観的に行うものとする。

ア 提案内容の評価

「落札者決定基準」（資料４）に基づき提案内容の評価し、「技術点」を与える。

イ 入札価格等の評価

入札価格等については、「落札者決定基準」（資料４）に基づき、入札価格等に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した、「技術点」及び「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。

※合計点の最も高い者が２以上あるとき（同点のとき）

ア 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高いものを落札者とする。

イ 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

「技術点における重要項目の合計点数」が高い者を落札者とする。

ウ 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」、「技術点における重要項目の合計点数」が同じ場合、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

エ 停止措置への対応

入札の日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合には、落札者とししない。

オ 落札者とししない場合

「技術点」の合計が５０％未満の場合には、落札者とししない。

「技術点」の項目にかかる重要項目が基準点に満たない場合は落札者とししない。

カ 落札者が契約しない場合の対応

落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

（２）入札価格における各年度内訳

入札価格（総額）に対する各年度の費用分類における内訳比率は「経費積算に当たっての留意事項」（資料５）のとおりとする。

（３）落札者の公表等

落札者については、大阪市公報により公告するものとする。また、落札の結果については、各入札参加者に書面により通知する。

7 契約に関する事項

本件に関する契約書の案については、「業務委託契約書」（資料６）のとおりである。落札者と契約を結ぶ場合の契約条件については、「調達仕様書」（資料２）、提案書のとおりとし、詳細については契約時に定める。

8 その他

（１）この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

（２）契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は免除

(4) 保証人 不要

(5) 落札決定後、正当な理由なく契約を締結しないときは、大阪市契約規則第 21 条第 2 項により落札金額の 100 分の 3 に相当する額の違約金を徴収する。

(6) 本入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(7) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(8) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(9) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。

(10) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

上記に伴い、本件入札参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。